

高知県公報	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次	
告示	ページ
○県統計調査の実施	(統計課) 1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出	(福祉指導課) 1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の再開の届出	() 1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術機関の指定	() 1
○道路の区域変更	(道路課) 1
○肥料の登録の有効期間の更新	(環境農業推進課) 2
○都市計画公聴会の開催	(都市計画課) 3

告 示

高知県告示第2号
次とおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。
平成30年1月9日
高知県知事 尾崎 正直

1 調査の名称
高知県内水面漁業漁獲統計調査

2 調査の目的
本県における内水面漁業の魚種別等漁獲量について調査を行い、内水面漁業全般の施策を図る上での基礎資料とするため。

3 調査対象の範囲
(1) 地域
県内全域

(2) 単位
漁業協同組合

(3) 属性
内水面漁業協同組合

4 報告を求める事項及びその基準となる期間
(1) 報告を求める事項
ア 漁業協同組合の名称
イ 魚類の漁獲量
ウ 藻類の漁獲量（藻類のうちアオノリ及びアオサにあっては、生産金額を含む。）
エ 貝類の漁獲量
オ イからエまでの水産動物以外の水産動物の漁獲量
(2) その基準となる期間
平成29年1月1日から同年12月31日まで

5 報告を求める者
(1) 数
20漁業協同組合
(2) 選定方法
県内の内水面漁業協同組合から有意抽出する（農林水産省の内水面漁業生産統計調査（一般統計調査）の対象となっている漁業を除く。）。

6 報告を求めるために用いる方法
(1) 調査組織
県が内水面漁業協同組合に直接報告を求める。
(2) 調査方法
郵送調査

7 報告を求める期間
平成30年2月中旬から同年3月31日まで

高知県告示第3号
生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次とおり届出があった。
平成30年1月9日
高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 医療機関の所在地 廃止年月日
高知調剤薬局日 南国市田村乙2040-3 平29・9・30
章店
川 村 歯 科 四万十市具同田黒三丁目7番5 平29・10・1号

高知県告示第4号
生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及

び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の再開について次のとおり届出があった。
平成30年1月9日
高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 医療機関の所在地 廃止年月日
さわやか薬局出 幡多郡黒潮町出口1040番地 平27・7・2口店

高知県告示第5号
施術機関について、次のとおり生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条第1項の指定をした。
平成30年1月9日
高知県知事 尾崎 正直

施術者氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
糸瀬 美千代	按鍼堂	香南市野市町みどり野一丁目19	平成29年9月20日

高知県告示第6号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成30年1月9日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成30年1月9日
高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 国道
- 路線名 439号
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐郡土佐町東石原字澤田744番1から土佐郡土佐町西石原字ハエノ本47番5まで	前	7.3	1,344
		38.1	
土佐郡土佐町東石原字澤田753番1から		9.5	

土佐郡土佐町西石原 字ハエノ本47番7まで	B	56.2	1,440
土佐郡土佐町東石原 字澤田753番1から 土佐郡土佐町西石原 字ハエノ本47番7まで	後	9.5 56.2	1,440

公 告

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

平成30年1月9日

高知県知事 尾崎 正直

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者		有効期限
					氏名又は名称	住所	
高知県第590号	魚廃物加工肥料	魚廃物加工肥料	窒素全量 4.5 りん酸全量 6.5	含有を許される有害成分の最大量は、公定規格のとおり。	星上物産株式会社	南国市小龍926番地3	平成32年 7月4日
高知県第609号	消石灰	72.0防散消石灰	アルカリ分 72.0	該当なし	土佐石灰化工協業組合	南国市稲生1328番地	平成35年 5月17日
高知県第678号	〃	誠信70消石灰	アルカリ分 70.0	〃	誠信産業株式会社	岐阜県羽島市足近町南宿156番地1	平成35年 4月25日
高知県第679号	〃	CCF70消石灰	〃	〃	シーシーエフジャパン株式会社	愛知県岡崎市市場町字東町13番地	〃
高知県第680号	副産石灰肥料	43.0てんろ苦土石灰	アルカリ分 43.0 く溶性苦土 2.5	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は普通肥料の公定規格のとおり。	株式会社古田産業	高知市五台山3983番地5	平成35年 7月27日
高知県第681号	炭酸カルシウム肥料	矢橋15苦土炭酸石灰	アルカリ分 53.0 可溶性苦土	含有を許される有害成分の最大量は、公	矢橋商事株式会社	愛知県西尾市和泉町133番	平成35年 8月22日

			15.0	定規格のとおり。		地	
高知県第682号	〃	矢橋粒状15苦土炭酸石灰	〃	〃	〃	〃	〃
高知県第683号	〃	誠信15苦土炭酸石灰	〃	〃	誠信産業株式会社	岐阜県羽島市足近町南宿156番地1	〃
高知県第684号	〃	誠信粒状15苦土炭酸石灰	〃	〃	〃	〃	〃

~~~~~  
 都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により都市計画公聴会（以下「公聴会」という。）を開催するので、高知県都市計画公聴会規則（昭和44年高知県規則第71号）第4条の規定により次のとおり公告する。

なお、この案件について公聴会に出席して意見を述べようとする者（当該公聴会に係る事案に関係する者に限る。）は、公聴会開催日の10日前までに、その要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面を知事に提出しなければならない。

平成30年1月9日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 都市計画の種類  
高知広域都市計画道路（3・4・32号朝倉駅針木線、3・3・2号下知伊野線）
- 2 縦覧図書  
高知広域都市計画道路の都市計画変更（原案）概要
- 3 都市計画の案の縦覧場所  
高知県土木部都市計画課、高知県高知土木事務所道路建設課及び高知市役所
- 4 都市計画の案の縦覧期間  
平成30年1月9日（火）から同月23日（火）まで
- 5 公聴会の開催日時  
平成30年2月2日（金）午後7時から午後9時まで
- 6 公聴会の開催場所  
高知市曙町一丁目14番12号 朝倉ふれあいセンター
- 7 公述申出書の提出期限  
平成30年1月23日